

○議事日程

令和7年11月21日(金) 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第45号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例を制定することについて

日程第 3・議案第46号 令和7年度開成町一般会計補正予算(第5号)につ
いて

日程第 4・議案第47号 令和7年度開成町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)について

日程第 5・議案第48号 令和7年度開成町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)について

日程第 6・議案第49号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理
事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第 7・議案第50号 令和7年度開成町水道事業会計補正予算(第2号)
について

日程第 8・議案第51号 令和7年度開成町下水道事業会計補正予算(第1号)
について

日程第 9・報告第 8号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めるこ
とについて)

日程第10・報告第 9号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めるこ
とについて)

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 清水 友 紀	2番 吉 田 敏 郎
3番 石 田 史 行	4番 井 上 慎 司
5番 武 井 正 広	6番 前 田 せ つ よ
7番 今 西 景 子	8番 寺 野 圭 一 郎
9番 佐 々 木 昇	10番 山 下 純 夫
11番 星 野 洋 一	12番 山 本 研 一

○説明のため出席した者

町	長	山 神 裕	副	町	長	石 井 護
教 育	長	石 塚 智 久	参 事 (兼)	政 策 課	長	岩 本 浩 二
参 事 (兼)	長	山 口 哲 也	参 事 (兼)	地 域 防 災 課	長	小 玉 直 樹
参 事 (兼)	長	中 戸 川 進 二	財 務 課	長	高 島 大 明	
福 祉 介 護 課	長					
税 務 窓 口 課	長	遠 藤 直 紀	環 境 課	長	高 橋 清 一	
保 險 健 康 課	長	土 井 直 美	こ ど も 課	長	奥 津 亮 一	
都 市 計 画 課	長	柏 木 克 紀	都 市 整 備 課	長	井 上 昇	
産 業 振 興 課	長	加 藤 康 智	会 計 管 理 者 (兼)	出 納 室 長	石 井 直 樹	
参 事 (兼)	長	田 中 栄 之	生 涯 学 習 課	長	田 代 孝 和	
学 校 教 育 課	長					

○議会事務局

事 務 局 長 中 村 睦 書 記 佐 藤 久 子

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年11月随時会議を開会いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

11月随時会議の議事日程案につきましては、昨日開催されました、議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、11月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、8番、寺野圭一郎議員、9番、佐々木昇議員の兩名を指名します。

日程第2 議案第45号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

提案理由。人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、議案第45号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

まず、今回の条例改正の趣旨についてです。

本町におきましては、国家公務員の給与水準を踏まえて、職員の給与水準を確保することを基本に、これまでも人事院勧告と同様の給与改定を行っており、本年も均衡の原則から人事院勧告どおりの給与改定を行うため、関係条例の一部改正を提案するものでございます。

本年の人事院勧告は、初任給及び若年層に重点を置いて俸給表の引上げを改定を

行うということ。期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うことを政府に勧告しております。

それでは、2ページにお進みください。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条は開成町職員の給与に関する条例の一部改正、こちらは今年度、令和7年度分の改正でございます。

第16条の改正を御覧ください。

第2項の改正は、職員の期末手当の支給月数について、100分の125を100分の127.5に改めるものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給月数の適用に関する読替規定となっておりますが、支給月数において100分の70から100分の72.5に改めるものでございます。

第17条の改正を御覧ください。3ページになります。第2項第1号の改正は、職員の勤勉手当の支給月数を定めております部分について、100分の105を100分の107.5に改めるものでございます。

第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間職員の勤勉手当の支給月数を定めており、100分の50を100分の52.5に改めるものでございます。

下段から6ページにかけて、別表第1の改正でございます。一般職給料表について、9号給の給料月額を記載のとおり改めるものでございます。

6ページの中段を御覧ください。

第2条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正、こちらは令和8年度以降分の改正でございます。

第2条、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

第16条第2項の規定は、令和8年度以降の期末手当の支給月数を6月、12月に均等に配分するための改正でございます。

第2項の改正は、職員の期末手当の支給月数について、本条例の第1条において100分の127.5としたものを100分の126.5に改正するものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間職員の率を改めるものです。

第17条は、勤勉手当について定めるものです。

9ページにお進みください。

第3条は、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第4条の給料表において定めております給料月額について、全ての号給において

引上げを行うものでございます。なお、現時点におきまして、本給料表の適用を受ける職員はおりませんことを申し添えます。

附則になります。

第1項は、この条例の規定のうち、第1条及び第3条は公布の日から、第2条及び第4条は令和8年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

第2項は、改正後の給料月額について、令和7年4月1日から遡及適用する旨を定めるものでございます。

第3項は、給料月額の改正に関し、遡及適用を行った場合に、これまで支給された給与が改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第45号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第46号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、議案第46号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

ファイル名02、議案第46号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第5号）の2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。

1款町税、1項町民税から21款町債、1項町債まで、補正額の計は4,405万3,000円の減額です。

続いて資料は3ページを御覧ください。歳出になります。

1 款議会費、1 項議会費から、次のページに移りまして、1 3 款予備費、1 項予備費まで補正額の計は 4, 4 0 5 万 3, 0 0 0 円の減額です。

歳入歳出共に 4, 4 0 5 万 3, 0 0 0 円減額し、総額 8 6 億 3, 5 6 9 万 5, 0 0 0 円の予算額とするものです。

次に、5 ページを御覧ください。第 2 表、債務負担行為補正です。今回は 1 件の追加があります。

事項、給食材料費等収納管理システム運營業務委託料、期間、令和 7 年度から令和 9 年度まで、限度額 9 8 4 万 8, 0 0 0 円です。

次に 6 ページを御覧ください。第 3 表、地方債補正です。今回は 1 件の追加と、1 件の変更の計 2 件となります。

最初に、1、追加です。起債の目的、減収補てん債、限度額 2 億円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

次に、2、変更です。起債の目的、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債、補正前 5 億 1, 7 0 0 万円、補正後 4 億 4, 7 0 0 万円です。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりです。

関連して、最後のページ、2 7 ページを御覧ください。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

表の中央、補正前の額で、当該年度末現在高見込額の一番下、合計は、7 1 億 3, 1 8 7 万 5, 0 0 0 円です。

次に表の右側、補正後の額で、当該年度末現在高見込額の一番下、合計は、7 2 億 6, 2 5 4 万 6, 0 0 0 円です。

続いて、補正予算の詳細説明に移ります。歳入歳出補正予算、事項別明細書により御説明させていただきます。資料は戻りまして 1 0 ページを御覧ください。

2、歳入です。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは歳入になります。1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 節現年課税分、説明欄、所得割 4, 0 0 0 万円の増額でございます。

こちらにつきましては、当初予算の見込みと比較いたしまして、課税標準額の増、退職所得分税額の増、住宅借入金控除額の額の減となったことから、増額するものでございます。

その下の 2 目法人、1 節現年課税分、説明欄、法人税割 3 億 8, 3 0 0 万円の減額でございます。こちらにつきましては、上半期の実績及び下半期の見込みを基に、試算してございますが、当町の法人税割は、特定の法人の影響を大きく受けてございます。この主要法人であります、大手企業の確定申告に伴い、大幅な減収が見込まれることから、減額するものでございます。

大手企業からの税額が減となった要因でございますが、国内グループ会社の再編成に伴い、関係会社を合併したことによる欠損金に影響したものでございます。

続きまして、2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分、説明欄、土地800万円の増額でございます。こちらにつきましては、負担調整、地価変動、住宅用地の増加などの影響を見込み、当初予算額を算出してございますが、当初予算の見込みより負担調整の上昇が想定よりも大きかったので、増額するものでございます。

その下の償却資産1,000万円の増額でございます。こちらにつきましては、償却資産の増減や減価償却に伴う減などを見込み、当初予算額を算出してございますが、当初予算の見込みより償却資産の申告が増となりましたことから増額するものでございます。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目衛生費国庫補助金、説明欄の1段目、母子保健衛生費補助金100万5,000円です。

こちらは母子保健対策強化事業に係る補助金で、その内訳は、視覚屈折検査機器購入が70万8,000円、標準化対応システム改修が29万7,000円となっています。

視覚屈折検査機器購入は、歳出で計上している当該検査機器購入費の国庫補助でございます。補助率は2分の1、母子健康診査事業費に充当いたします。

標準化対応システム改修は、健康管理システムにおけるデータ標準レイアウト改版に伴うシステム改修費用に係る国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

当該改修費用が国庫補助対象になったことから計上するもので、町村情報システム共同事業組合関係費に充当いたします。

その下の説明欄2段目、妊婦のための支援給付費補助金33万3,000円です。こちらは社会保障・税番号制度に係る情報連携について、妊婦支援給付金の支給情報等の円滑な把握を目的としたシステム改修費用に係る国庫補助でございます。補助率は3分の2で、町村情報システム共同事業組合関係費に充当いたします。

○保険健康課長（土井直美）

その下、感染症予防事業等補助金60万3,000円の増、予防接種事業等、健康管理システム、データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修に対する感染症予防事業等国庫補助金分を増額補正するものです。

○財務課長（高島大明）

次に、15款県支出金、2項県補助金、8目市町村自治基盤強化総合補助金、説明欄、市町村市町村自治基盤強化総合補助金64万4,000円の減です。

こちらはその後、歳出で説明いたしますとおり、あじさい植栽等工事を次年度以降に先送りするため、減額するものです。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、その下の市町村地域防災力強化事業費補助金60万円の減でございます。

歳出側でも御説明させていただきますが、防犯カメラ設置工事費に充当する補助

金として見込んでおりましたが、次年度以降に先送りすることに伴い減額するものでございます。

○参事兼総務課長（山口哲也）

3項委託金、1目総務費委託金、説明欄、参議院議員通常選挙費委託金23万9,000円の増です。こちらは歳出の増に伴い、併せて委託金の増とするものでございます。

○財務課長（高島大明）

次に、資料11ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、説明欄、土地賃貸料を21万6,000円です。こちらは、駅東側町有地について現在は子育て支援センターの駐車場として一部を民間企業に貸し付けることで活用しているところですが、それ以外にも未活用の区域があるため、この未活用区域の一部を駐車場シェアサービスを利用した駐車場として貸し付けることにより、土地賃貸料収入を得ることを見込むものです。

次に17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、説明欄、ふるさと応援寄附金1億1,000万円の増です。

ふるさと応援寄附金については、PRの強化などに取り組んだことの成果に加えて、国の制度変更の影響による駆け込みでの寄附が多かったことから、令和7年10月末時点でのふるさと応援寄附金の累計は約1億9,700万円弱となっております。当初予算額である1億8,000万円を上回っております。

例年、年末に寄附のピークがあることなどから当初予算額から1億1,000万円の増額を見込むものです。

○保険健康課長（土井直美）

失礼いたしました。その下、同じく17款寄附金、1項寄附金、6目保健衛生費寄附金72万6,000円の増、こちらは町と健康増進に関する連携協定を結んでいる民間企業からの寄附金で、同企業による地域の健康増進と豊かな地域づくりへの貢献を目指した取組により、令和2年から毎年寄附していただいております。健康増進及び食育事業等に活用させていただきます。

○財務課長（高島大明）

次に18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、説明欄、財政調整基金繰入金3,000万円の増です。歳入の減に対応するため、財政調整基金を取り崩すものです。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、12目まち・ひと・しごと創生基金繰入金40万円でございます。地方創生応援税制に係る寄附金、これの用途確定に伴いまして、基金からの繰入れを行い、シティプロモーション推進事業費の財源とするものでございます。

その下に20款諸収入、4項雑入、1目雑入、説明欄、一般財団法人地域活性化センター移住定住交流推進支援事業助成金200万円でございます。こちらの助成金は、地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の促進及び交流人口の増加等につ

ながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的といたしまして、市町村が自主的で主体的かつ継続的に実施する定住・移住・交流を推進する事業を対象とするもので、令和7年度採択事業として、開成町の移住定住の取組が採択されたことによりまして、交付を受けるものでございます。こちらは歳出の企画費、移住・定住促進事業費に充当いたします。

続いて、シティプロモーションイベント協賛金15万円でございます。12月に海老名で開催を予定してございます、「おだきゅうFamily Fun フェスタ」におきまして、出展を予定している開成町ブースで販売するオリジナルグッズの売上金となります。こちらは歳出で御説明さしあげるシティプロモーション推進事業費に充当をいたします。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、2目過年度収入、説明欄、障害児通所給付費国庫負担金精算金44万5,000円です。こちらは過年度分の国庫負担金の額が確定し、確定額が想定を上回ったため、その差額を増額するものです。

○こども課長（奥津亮一）

続きましてその下の説明欄2段目、児童手当国庫負担金精算金274万7,000円でございます。

こちらは前年度分の児童手当国庫負担金の額が確定したことにより、受入済額と確定額の差額が追加交付されるものでございます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、次のページ12ページをお願いいたします。4項雑入の続きになります。説明欄、障害者自立支援給付費国庫負担金精算金300万1,000円です。こちらにつきましても、過年度分の国庫負担金の額が確定し、確定額が想定を上回ったため、その差額を増額するものでございます。

○こども課長（奥津亮一）

その下の過年度分県支出金精算金児童手当県負担金精算金32万6,000円でございます。こちらにつきましても前年度分の児童手当県負担金の額が確定したことによりまして、受入済額と確定額の差額が追加交付されるものでございます。

○財務課長（高島大明）

次に21款町債、1項町債、5目土木債、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債7,000万円の減です。こちらは駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金の減額により、町債の発行を減額するものです。

続いて8目減収補てん債、説明欄、減収補てん債2億円です。こちらは法人税割収入が令和7年度普通交付税算定における基準財政収入額の算定において見込んだ収入額を大きく下回る見込みであることから、この減収を補填するための地方債を発行するものです。

歳入の説明は以上となります。

続いて、歳出の説明になります。13ページを御覧ください。

3、歳出です。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、歳出の御説明に移ります前に、全体の人件費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、参考資料として御提供させていただいておりますファイルナンバー08、資料、各会計の令和7年度補正予算11月補正における職員人件費一覧を御覧ください。

こちらは、特別職と一般職全体の総人件費となっております。

1点目といたしましては、職員の配置実態を反映させたもの。2点目といたしましては、令和7年人事院勧告を踏まえた給与改定となっております。

まずは1点目、配置実態と予算編成の関係について御説明申し上げます。

人件費に係る当初予算編成につきましては、当初予算編成時点の配置実態を基に、職員採用の予定などを踏まえて編成しております。その後、当初予算が成立した後に、人事異動による配置替え、職員個人の環境の変化などによる各種手当の変更など変動要因が多く発生いたします。このような実態を踏まえ、補正予算措置を行うものでございます。

それでは、職員の配置状況について御説明申し上げます。

令和7年11月1日現在の職員数は、特別職を除き129名、これに、暫定再任用短時間職員が8名、合計で137名の構成となっております。

会計ごとの職員数でございます。一般会計では、職員114名に再任用が7名、国民健康保険特別会計と介護保険事業特別会計は、それぞれ職員が2名、土地区画整理事業特別会計は職員が3名に再任用が1名、水道事業会計と下水道事業会計は、それぞれ職員4名分を予算措置してございます。

次に、補正要因の2点目でございます。人事院勧告を踏まえた給与改定について御説明申し上げます。

内容につきましては、条例案で御審議いただきましたが、若年層に比重を置いた月例給の増額改定、期末手当と勤勉手当を合わせて0.05月分引き上げるものとなっております。

今回の人事院勧告全体の影響額といたしましては、約2,800万円の増額を見込んでおります。

それでは、最下段、合計欄を御覧ください。

特別職給につきましては、地域手当を支給しないことから、397万1,000円の減、一般職職員給につきましては709万9,000円の増、一般職職員手当等の524万9,000円の増額、退職手当組合負担金のうち、一般負担金237万4,000円の増額、共済費111万9,000円の増額は、先ほど御説明申し上げました、配置実態の反映と人事院勧告を踏まえた結果を増減した結果となっております。

給料の増減額の主な要因といたしましては、令和7年度当初予算では、130名で見込んでおりましたが、実際は129名であること。また、年度途中の採用が6

名と多かったことから、人事院勧告の増と、こういった減要因が相まって、全体としては700万程度の増となっております。

職員手当につきましては、人事院勧告による支給月数の影響額は260万円ですが、全体といたしましては525万円ほどの増となっております。

最下段、一番右側の補正後、総合計といたしましては、12億2,102万7,000円となり、1,187万円の増額となります。

以上をもちまして、人件費全体の御説明とさせていただきます。なお、本説明により、各会計での職員に係る給与費等に関する説明は省略をさせていただきますので御了承ください。

それでは、補正予算書13ページにお戻りください。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、中段にございます説明欄、会計年度任用職員報酬55万3,000円、職員手当25万4,000円です。いずれも職員の育児休業に伴い、会計年度任用職員を雇用したものとなっております。

続きまして、人事管理費関係費146万5,000円の増です。社会保険加入の会計年度任用職員が増えたことに伴い、所要額を増額するものでございます。

○財務課長（高島大明）

続いて同じく説明欄、ふるさと納税関係費5,500万円の増額です。歳入で御説明いたしましたとおり、ふるさと応援寄附金の歳入増を見込むことから、それに伴い返礼品等に係る委託料を増額するものです。

次に3目財政管理費、説明欄、財政事務費39万6,000円の減額です。こちらは例年作成している財務諸表の作成について作成支援を委託せずに町職員の直営により作成することとしたことから減額するものです。

次に、5目財産管理費、説明欄、公有地管理費15万7,000円の増額です。歳入で説明した駐車場シェアサービスを利用した駐車場を運営するための初期整備及び運営にかかる費用を計上するものです。

○都市整備課長（井上 昇）

続きましてその下、地籍調査事業費、境界立会情報管理システム構築業務委託489万5,000円の減でございます。こちらは歳入減に対応するため、次年度以降に先送りするものです。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、13ページ下段から14ページにまたがります。

6目企画費、シティプロモーション推進事業費55万3,000円でございます。シティプロモーション事業のさらなる充実強化を図るため、ロンちゃん誕生60周年をシティプロモーションの好機として捉えまして、2026年3月7日に、関係企業との連携によります記念イベント、（仮称）ロンちゃん還暦祭を開催するための経費を計上するものでございます。

記念イベントの内容といたしましては、ロンちゃんの車内公開に加えまして、子

ども向けクイズ大会、なりきり駅長撮影大会、関係企業とともに還暦祝いを盛り上げると共に、イベントを通じて町民の皆様をはじめ、より多くの方に開成町へお越しいただき、町のPR機会として様々な催しを展開してまいります。

予算内容といたしましては、事業費として、イベント参加者へのノベルティグッズの制作費やクイズ大会の賞品、印刷製本費として、イベントポスター、写真展のパネル、イベント時のオリジナル愛称幕の作成費を計上してございます。あわせて、備品購入費として、広報広聴業務を含め、プロモーション活動に必要な資機材でございます、レンズ交換式デジタルカメラにつきまして、購入から10年が経過し、現行のカメラに動作不具合が生じているため、更新をお願いするものでございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、7目交通防犯費、14節工事請負費、説明欄、地域防犯力向上事業費、防犯カメラ設置工事費241万9,000円の減でございます。こちらは、収入減に対応するため、次年度以降に先送りするための減額となります。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして、8目電算管理費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、町村情報システム共同事業組合負担金84万2,000円の増です。

妊婦のための支援給付に伴うシステム改修費分等を事業組合に支出するものでございます。

○生涯学習課長（田代孝和）

続いてその下、10目コミュニティセンター管理費です。南部コミュニティセンター運営管理費12万1,000円の減、隔年で実施しております植栽剪定委託料を収入減に対応するため、次年度以降に先送りするものでございます。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続いて11目、説明欄、男女共同参画推進事業費でございます。こちらは消耗品10万円の減となりまして、歳入減に対応するため、次年度以降に先送りするものでございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

その下のコミュニティ施設管理費、金井島公民館雨漏り修繕工事費168万円でございます。こちらにつきましては、屋根の一部天井など施設の雨漏り箇所の修繕工事となります。

その下のエアコン購入費34万7,000円につきましては、上延沢自治会館に設置してございます。エアコンの経年劣化に伴う交換工事となります。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、13目諸費、説明欄、過年度分精算金125万3,000円です。こちらは過年度分の国庫負担金等の額が確定したことによりまして、受入済額と確定額の差額を返還するものです。内訳は、障害者自立支援医療費国庫負担金など、次ページにわたる4つになります。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして、そちらの説明欄 2 段目の過年度分精算金の 3 5 0 万 5, 0 0 0 円でございます。こちらにつきましては、過年度分の国庫負担金等の額が確定したことにより、受入済額と確定額の差額を返還するものでございます。

内訳につきましては、地域子ども・子育て支援事業費交付金など 6 つでございます。

1 5 ページにあります。その下の過年度分精算金 1 6 9 万 6, 0 0 0 円です。こちらにつきましても、過年度分の国庫補助金等の額が確定したことにより、受入済額と確定額の差額を返還するものでございます。

内訳につきましては、児童虐待防止対策総合支援事業費国庫補助金など 3 つになります。

資料のページは 1 6 ページになります。同じく総務費でございます。2 項町税費、2 目賦課徴収費、説明欄、会計年度任用職員報酬等 3 1 9 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。

当初予算編成時においては、徴税専門員の雇用を予定しておりましたが、採用には至りませんでしたので、この徴税専門員に係る報酬、職員手当等費用弁償を減額するものでございます。

続きまして、その下、賦課事務費でございます。こちらの税等還付金 6 0 0 万円の減額でございます。

7 月の随時会議における一般会計の第 3 号補正において、大手企業の確定申告の見込みから当初予算額に対し 2 億 5, 4 7 0 万円を増額したところでございますが、その後、当該大手企業の確定申告額が確定したことから、その精算分を減額するものでございます。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして、同じく 1 6 ページ下段になります。4 項選挙費、6 目参議院議員通常選挙費、説明欄、参議院議員通常選挙事務費 2 3 万 9, 0 0 0 円の増です。

人事院勧告に伴う時間外勤務手当の単価の変動に伴い、差額分を補正するものでございます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、資料 1 7 ページ、次のページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、説明欄 2 段目になりますが、介護保険事業特別会計繰出金 6 9 万 8, 0 0 0 円です。職員人件費の増などによりまして一般会計から特別会計へ繰出金を増額するものでございます。

給与費を飛ばしまして、6 目福社会館管理費、説明欄、福社会館運営事業費、修繕料 2 7 1 万 6, 0 0 0 円の減額です。こちらは収入減に対応するため、次年度に事業を先送りするものでございます。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして 4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目母子保健費、説明欄、母子健康診

査事業費 141万7,000円です。こちらにつきましては、視覚屈折検査機器の購入費用になります。視覚屈折検査は、弱視や斜視といった視覚発達上の問題の早期発見を目的に、本町においては3歳児健診で実施しております。現在、実施に当たりましては、そちらの検査の委託先で所有しております検査機器を使用しておりますが、委託先から来年度以降の対応が不可能になった旨の連絡があったことから、当該機器を購入するものでございます。

○産業振興課長（加藤康智）

続いて18ページを御覧ください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、説明欄、町の花あじさい維持管理事業費、あじさい植栽等工事費の322万3,000円の減になります。歳入減に対応するため、あじさい植替え工事について次年度以降に先送りするものです。

同ページの中段を御覧ください。6款商工費、1項商工費、3目観光費、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費、樹木等剪定業務委託174万9,000円の減でございます。歳入減に対応するため、瀬戸屋敷の樹木の剪定を次年度以降以降に先送りするものです。

○都市計画課長（柏木克紀）

続きまして、7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、27節繰出金、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金6,666万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、開成駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計における事業費の減額補正に対し、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

その下、3目公園費、14節工事請負費、説明欄、公園維持管理事業費11万円の増額です。内訳といたしまして、説明欄を御覧ください。みなみ中央公園ソーラー灯修繕工事費73万7,000円の減額です。こちらは収入減に対応するため、次年度以降に先送りさせていただくものです。

次に、公園トイレ洋式化改修工事費84万7,000円の増額です。こちらは繰入金のみち・ひと・しごと創生基金繰入金を活用させていただき、公園の和式トイレを改修し、洋式化にするものでございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、8款1項消防費、5目災害対策費、説明欄、災害対策事業費、洪水内水ハザードマップ作成委託料261万8,000円の減、収入減に対応するため、次年度以降に先送りするものでございます。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続いて20ページに移ります。下段の9款教育費、4項中学校費です。まず初めにこの後御説明いたします中学校費の増額補正の要因について申し上げます。

令和8年度の新中学1年生から35人学級が導入されます。それに伴いまして文命中学校新1年生が6クラスとなることが確定的であることから、所要の経費を増額補正し、新年度に向けて事前に備品・消耗品の調達及び教室環境の整備をするも

のでございます。

それでは順番に御説明をいたします。

1目学校管理費、説明欄、学校管理運営関係費12万8,000円の増額、教員増に伴う教師用机等消耗品の購入費用です。

次に、教務用パソコン管理費36万3,000円の増額、クラス増に伴い、教室に設置します電子黒板の購入費用でございます。

次に、2目教育振興費、説明欄、教科外運営関係費7万7,000円の増額、現在多目的に使用している教室を新クラスの教室に充てるため、既に設置されているアップライトピアノの移設を専門業者に依頼する費用でございます。

次に、3目学校給食費、説明欄、給食管理運営関係費55万7,000円の増額、内訳は消耗品費として33万7,000円、クラス増に対応するための保温食缶、食器かご等の購入費用、生徒増に対応するための汁椀、皿、箸等の購入費用。

次の21ページに移りまして、備品購入費用としまして22万円、こちらはクラス増に対応するための給食運搬車の購入費用となっております。

○生涯学習課長（田代孝和）

続いて、21ページ、9款教育費、6項社会教育費、2目公民館費です。こちらは、町制70周年記念事業のライブラリーバック事業について、この消耗品の財源のうち20万円を一般財源から企業版ふるさと納税の基金に財源を構成するものでございます。

続いてその下、7項保健体育費、2目体育施設費です。水辺スポーツ公園運営事業費の工事請負費、この中の遊具新設工事費について35万6,000円の減、歳入減に対応するため、次年度以降に先送りするものでございます。

○財務課長（高島大明）

公債費の説明に移る前に、説明のちょっと訂正を1か所させていただければと思います。恐れ入りますが、資料のほう、11ページにお戻りください。

中ほど18款繰入金のまち・ひと・しごと創生基金繰入金40万円の充当先の話なのですけれども、先ほどの説明に誤りがありまして、こちらの40万円につきましては、少々お待ちください。公園費のほうと公民館費のほうにそれぞれ20万円ずつ充当しておりますので説明を訂正させていただきます。

シティプロモーション費の財源更正につきましては、今年度歳入した企業版ふるさと納税を充てているというものになっておりますので、そこのところを訂正させていただければと思います。

では、すみません。資料のほう、21ページから22ページにかけてのところにお戻りいただければと思います。

○議長（山本研一）

ちょっと待ってください。議員の皆さんよろしいですか。今の訂正。

では、お願いします。

○財務課長（高島大明）

すみません。

では資料21ページ下部から22ページの部分です。10款公債費、1項公債費、1目元金、説明欄、町債元金償還金67万円の減額及び2目利子、説明欄、町債償還利子217万3,000円の増額です。こちらは一部の借入れについて利率の見直しに伴う元金の償還及び利子の額が確定したことによる、それぞれ増額及び減額です。

続いて13款予備費です。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を2,609万8,000円減額することにより調整します。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

お時間いただきまして、これまで財務課長の高島をはじめ、各担当課長から説明させていただきましてけれども、一般会計並びに後ほど御説明させていただきます一部の特別会計におきまして、お諮りする補正予算につきまして、その事情や趣旨について補足の説明をさせていただければと思います。

繰り返しになりますけれども、歳入の補正予算につきましては、説明させていただきましたとおり、今年度途中で法人町民税の大幅減少という事態が発生いたしました。これに伴う措置でございます。

限られた財源の中で、自治体として責任ある行政運営を遂行していくために、御説明させていただきましたとおり、一部の事業について執行の停止をさせていただければと考えております。

お認めいただきました予算ではありますが、緊急事態を受けた措置であるということをお理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

執行停止する事業に関しましては、まず、国庫補助事業であるか否か。前年度以前からの取組で、停止によって不利益が生じ得るものかどうか。また、既に執行段階に入っているかどうかなどを基準に対象から除外する事業をまずリストアップしました。

結果的に除外されなかった事業の中で、相対的に緊急性等の観点から、または業者への委託ではなく、自力で何とかできるものかどうかなどの視点から執行を停止する事業を選定いたしました。

趣旨としては、もちろん、収入の大幅減少を受けて余儀なくされたという一面はあります。

ただ一方で、この難局を乗り切るために、職員が一丸となってこれまで以上にコスト意識や経営感覚を高めて、効率的かつ効果的に仕事を進め、生産性を上げる努力をする機会にしたいとの思いもありました。

我々は引き続き開成町民の幸せと開成町のたゆまぬ発展のために、事業の執行に際しましては、最小のコストで最大の効果を発揮できるよう精いっぱい働いてまい

る所存でございます。

なお、今回執行を停止する事業につきましては、改めてその事業内容を精査させていただいた上で、次年度以降の予算においてお諮りさせていただければと考えております。趣旨等について補足の説明をさせていただきました。御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。まず歳入で、12ページといたらよろしいのでしょうか。町債の中で、21款8目町債の減収補てん債として2億円をしております。また、今、町長からも説明がありましたとおり、非常にこれから執行を停止する、次年度先送りという事業もたくさん説明いただきました。これに関して、まず、この町の財政調整基金を充当するという、そういうことの考えはなかったのでしょうか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えいたします。

この辺りの、そうですね。財源の確保という形で、どういった形がいいのかについては、これまで財政調整基金の活用というところについても、議論は中で重ねておりました。

一番初めに発生しました7月のときには、まず還付が発生するという部分のところ、こちらについてはもう待たなしでしたので、財政調整基金を全額使って、取り崩して対応するという形を取らせていただきました。

今年度、この時点で、今回町民税全体についての補正等も行わせていただいた中で、最終的にどの程度足りなくなってくるかが見えてきたという中で税収増の部分もありましたし、9月でいうところの繰越金の増であったり、交付税の増というところもあたりとかけたところはありません。最終的なところとして、どの程度財政調整基金を使うかについては、議論の余地はあるかとしてきたんですけれども、減収補てん債を使うという最終的な結論に至った経緯で言いますと、こちらにつきましては、もともと国のほうの普通交付税制度の中で想定されている形だということが一番大きなところですよ。

普通交付税の算定に当たりましては、基準財政収入額と基準財政需要額の差額というところで、大きく言ってしまうと決まってくるのですけれども、この基準財政収入額を見るときに、そちらにつきましては、毎年、当然年度が始まった時点では、今年度幾ら歳入があるかというところは当然分かっていないところがあります。それに対して当初どうしているかということ、前年度の決算額などがベースになってきまして、収入の見込額を、国の制度の仕組みの中でのとって計算しているところ

です。

ですので、国の制度、国の仕組みとして、もともとそういった形で前年度と今年度でいうと差が生じるというところは、もともと想定されているところが1つ。

それの中のところで、さらに法人税割という部分で言いますと、景気等によって、要は自治体がどうすることもできない状況とかで大きく変動することがあり得るところがありますので、その前年度の見込みという部分と今年度の実態で大きく差が生じてしまったときにどういう対応ができるかとして、もともと国として減収補てん債という制度をつくっていると。そちらについては、この変動という部分については、次年度以降交付税算定の中でまた、補填等が精算されていくという部分はあるんですけれども、その中でこの減収補てん債を使うことのメリットとしまして、今年度すぐに入ってこなかった分の税収を充当することができるという、その大部分が交付税措置されるというところがあります。

また、こういった減収補てん債につきましては、今言ったような特別な事情でないと使うことができないところがあります。それに比べまして、要は財政調整基金につきましては、純粹に町の判断で、本当にさらに別の事情とかで、緊急に必要なことが発生した場合には使うことができるところがありますので、そういったところを鑑みまして、資金の流動性を確保するという部分で活用できる制度を活用していこうという中で減収補てん債のほうを活用しようという判断に至ったものです。

説明は以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

いろいろ説明して、内容的には理解をしましたけれども、やはり今説明の中で財政調整基金をやはり本来ならば非常にこういうときに対応するためのものであると理解しています。

それで今、減収補てん債も、今説明がありました。確かにそういうことで利用する方法はちょっと違うのかもしれませんが、少しでも有利なほうを使うということで説明ありましたけど、やはりこういう、どうしても確かに大変な税収の減によって、こういうことが起きるわけですが、要するに税収で賄えないから、やはり予定していなかったことだからということで、またそれでそういう記載をしなければいけないということでもありますけれども、この減少補てん債という、これ明らかに借金になりますよね。これは、ですからそういうことも考えて、やはりいろいろ町長をはじめ皆さんでいろいろ考えた挙げ句のことだと思いますけれども、やはりこれからそういうことに関して、財政調整基金を利用するのが、町の、町民皆さんにとっても、これから少し先送り、いろいろなことに対して借金をしていくということになります。これから平等に皆さんで返していくことは理解できますけれども、改めてしつこいようですが、本当に今回のこれに対しての、

この2億円を借りる、また、町の中で一生懸命皆さんも努力、町長も努力して、非常に税収を上げてきました。上がってきました。ふるさと納税も先ほど説明がありました。そういうのもありますけれども、やはりこういうときには、少しでも財政調整基金を使って、この先送りすることもないようにできるようなことを、また改めて本当はそういう考えを、皆さんの中でしたことを、もう一度そのときの皆さんの気持ち等々を、ちょっと町民の人にも分かるように説明をしていただきたいと思います。ちょっと質問になりますかどうかわかりますけど、その答弁をお願いします。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

すみません。検討したときの気持ちという部分のお話でしたけれども、そこにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、検討はしてまいりました。

ただ、繰り返しになってしまうのですけれども、もともと国の制度として用意されている、想定されているような部分のところ、過去におきまして言いますと、やはり同様に法人税の大幅な減が発生したタイミングで言いますと、平成21年度であったり、令和2年度にもですけれども、そういった形で、急遽の税収減という、法人税割の減が発生したときには、同じような検討した中で活用してきたという実績もあつたりはします。

ただ、一番の大きいところとしましては、先ほど、資金の流動性の確保を申し上げさせていただきましたけれども、要はこれにつきましては、正当に国のほうでも、もともと想定されているような地方債のやり方だということがありまして、ほとんどかなり大きな部分について、交付税措置をちゃんとされてくると、後年度で普通交付税として、そこにかかった部分のところが戻ってくるということもありますので、そこも踏まえて、最終的には決断したという形になっております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

いろいろ説明を聞いて、理解はできるようなところでもありますけれども、やはりこのことに関して、本当に町長をはじめ、みんな一生懸命考えてやってきたと分かりますけれども、本当に町民の福祉の向上のためにしっかりとこれからもやっていただきたいと思います。そういう意味で、こういうような質問が、町長に直接言っただけでなく、一般質問ではないからいけないと思いますけれども、本当に先ほど町長が気持ちを聞きました。改めて、これからのことと、今回のことに対して、町長から、もう1点、お答えをいただきたいと思いますけれども。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御説明としては、財務課長の高島からさせていただいたものと相当程度重複してしまうかと思うのですけれども、まず税込、特に法人税込にしましては、振れがあるものということは、この自治体におかれましても同様であると、そういうものであるということは、承知はしておりましたけれども、ここまでの事態では、それほど頻度の高いものではない。ということでは、緊急事態であると改めて捉えております。

その事態に対しまして、どのように対応するかということを経年回のミーティングも重ねる中で検討してまいりまして、この減収補てん債にしましては説明させていただきましたとおり、後年度、元利償還金に対する交付税措置がされるということがやはり非常に大きくて、もともとこのような事態に対する制度ということもありますので、これを利用することが、その財政的にもベストの選択であると判断しました。なぜならば、財政調整基金を取り崩すということは、その金額が丸々全額財政調整基金が減額になるということにほかなりませんので、この制度の場合は、後年度、一部交付税措置されるということもございますので、その他、こういった事態に対して、これを議論し始めると尽きないかもしれないのですけれども、公共施設の老朽化も含めて、誰が負担すべきかという議論も必要かと思っております。

財政調整基金にしまして、これまで税金等々を納めていただいた方々の蓄え、これからこの借入れという形で返済していくのは、今生きている方々と将来世代が負担していくといういろいろな視点はあろうかと思うのですけれども、今回にしましては財政的にもそれが一番ちょっと表現は適切ではないかもしれませんが、得であるという判断の下、この選択をさせていただいた次第でございます。御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。ちょっと今のところと関係して、同じような質問になってしまうかもしれませんが、まず、実際に収入減という金額が幾ら程度だったのか。それに対して今ちょっとお話少し出ましたけれども、財政調整基金とか、予備費、私は減収補てん債は、特に活用は問題ないというか、ありかなと考えているのですけれども、その辺について、まず収入減がどの程度だったのか、それに財政調整基金、予備費等で対応できなかったのか。対応できなかったのかというか、不可能なのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず今回の件での減収というところをどのように捉えるかという部分ですけれども、減収ですね。というところですが、1つは今回の補正の中で言いますと、まさに、資料の10ページにある法人税割の3億8,300万円、こちらは間違いなく減収になってございます。

あと、7月の時点で、歳出の還付を行っております。そちらにつきまして、今回、さらに、資料少々お待ちください。資料におきましては、16ページのところで、賦課徴収費の部分のところで税等還付金、こちら今回の補正では600万円の減額となっておりますけれども、以前の補正のときには2億5,470万円という形になっておりましたので、トータルで言いますと今回の減収につきましては、6億3,170万円という形で財政としては捉えてございます。

こちらにつきまして、どのように補填していくかですけれども、1つは、歳入の増、今年度どう対応するかという部分ですけれども、1つは、もともとの当初予算からの歳入の増という部分で、9月の3号補正におきましては、普通交付税の税収増とまた繰越金も当初予算編成のときよりも実際多く発生したところがありましたので、そちらの歳入の増という部分でいうと、3号補正で2億4,376万2,000円という形で見ております。

あと今回の補正におきまして、先ほど、ふるさと応援寄附金ですね。いわゆるふるさと納税につきまして、寄附金の増があったという説明をさせていただきましたけれども、そちらの経費を差し引いた分と、今回の補正におきまして、個人住民税と固定資産税の歳入増もあったという部分はあります。それらの歳入の増で、おおむね3億5,000万円程度は歳入の増があったところです。

あと今回事業の見送りという部分でいうと、次年度に送った分というのは約1,800万円程度あります。

あと、財政調整基金につきましては、3号補正、還付の時点で2億5,000万円を一度取り崩しておりましたけれども、その後に4号補正、要は9月の時点で、先ほどの歳入の増があったので取崩しの額を減らした。今回の補正で最終的にもう少しやはり取り崩す必要があったという形の中のところで、最終的に財政調整基金は現時点で9,000万円取り崩すという形の対応をしております。

ですので財政調整基金でおおむね9,000万円程度、歳入の増というところ、おおむね3億5,000万円程度、事業の見送りで、2,000万円程度というところがありまして、残りの部分という部分で減収補てん債のほうを活用している。減収補てん債につきましては今回2億円という形で計上しております。

今のところを純粹に足し上げていくと、先ほどの減よりも若干多いぐらいの話になってしまっているのですけれども、ちょっとすみません。ここで説明を簡略化するために、ちょっと大ざっぱに数字を丸めたりとかしているのです、そういったところ

次の話として、財政調整基金で対応することが100%不可能なのかという、そういうわけではないです。現時点で言っても、財政調整基金につきましては、残額のほうが、今回の補正をお見込みいただいた場合につきましても10億円を超える程度ぐらいの残の部分があるというところがありますので、そういう点でいうと、それというのは100%不可能ではないというところではあります。

ただ、こちらにつきましては、先ほどの説明の繰り返しになってしまうのですが、財政調整基金につきましては、取り崩した場合に、今年度についてはもう間違いなく減ってしまうというところがあります。次年度以降の交付税の精算という話は、ありはしますけれども、という話のところ、先ほど資金の流動性の確保という話をさせていただきましたけれども、財政調整基金につきましては今回の税収の増という部分ではなくても、不測の事態が発生した場合、例えば大規模な災害ですとか、いろいろな何かしら発生した場合に、町の判断で使うことができるという部分ですので、そこらのところについてはできるだけ確保していきたい。

また9月のときにも、財政調整基金について話させていただいたと思いますけれども、こちらにつきましては、後々の町の大きな事業等があったときに、備えという部分のところも念頭に置いた中で進んでいるという部分もありますので、その辺を勘案した中のところでどうしようかという部分で、先ほどの繰り返し、また同じになってしまうのですが、国の制度上、こういった事態があったときの埋め合わせる方法として、減収補てん債というところは、制度、国のほうとしてきちっと制度としてつくってある。交付税措置もきちっとされるというところがありますので、そちらを活用するのがいいだろうという判断をさせていただいたというところではあります。

ですので、100%無理かという無理なわけではないのだけれども、そちらよりも減収補てん債を使ったほうが、町の財政の安定という視点から見たときにベターであろうというところで判断をしたものです。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。まず、財政調整基金、私の考え方では、財政調整基金、年度内の基本的には財政調整というところが基本だと思うのですよね。ただいま10億円、これ不測の事態、ある意味、町にとって、予算計上された事業の執行停止までいっている、私はもうそういう事態にある意味いっているのかなと考えております。

今、財政調整基金あと10億円あるという中で、執行停止、約2,000万円ぐらい。これはやはり財政調整基金で2,000万を、私は歳出して、やはり予算計上された事業を執行停止というのは、なるべく避けたほうがいいように思うのですが、その辺について町の考えを、先ほど町長から説明ありましたが、

ちょっと再度その辺についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは私からお答えさせていただきます。議員おっしゃる部分、非常によく分かります。

まず一番は、我々のほうで7年度の当初予算を上げさせていただいて、お認めをいただいたと。執行ということですが、少々表現があれですけれども、単純に減収になったから事業をどうしようということだけではなくて、まず先ほど説明ありましたとおり、時系列でいくと、予定納税されたのを利子つけて返さなければいけないと、数億というところと、では見込みはどうなのだという中でいくと結果として今日お示した3億8,300万ですか。というのは減収になると。都合6億程度となってくると、まずこれをどうしようかと、こういう話になります。

ちょっと表現があれですが、単純に財調が11億近くあるので、それを崩してとなると半分以上なくなるということと、まず我々考える一番その補充する財源を補う方法として何があるのかと、いろいろ方法はございます。単純に取り崩してしまう部分もありますし、またこの減収補てん債という部分も、地方自治のこの制度にのっとって、国のほうで、こういうことが起き得るだろうということで用意された起債です。地方債です。地方債も、御存じのとおりやたら何でも借りられるわけではないので、しかも、元金償還金、元利償還金については、基準財政需要額として算入して、交付税として後々戻ってくると。そうするとやはりこの方式を使う手はないだろうと。

それはそのどういう方法をするかという議論なのですけれども、議員がおっしゃられるのは、その執行停止した事業、2,000万弱ではないかということはおもっともですが、これは考え方というわけですけれども、6億からの収入欠損となると、それなりの事業、基本的には止めなくてはいけないとなってしまうわけなのです。それをできるだけしないように絞って絞って、絞り切ったというのが一億九千何千万ということとございます。その辺のところを非常に御理解いただいて、これは全部やめてしまうというわけではなくて、これまた8年度に、これまたお認めをいただかなくてはいけない部分ですけれども、当然我々としては、その辺のところ、物価の関係ですとか、社会情勢、いろいろありますから、1年送るという形、あるいは2年になるのか。ですから先ほど町長の説明させていただきましたけれども、単純にというわけではなくて、多分もう一度いろいろ精査をして、時代の流れ等で、できるだけというか、ここで先のことを言うのはちょっとなんですけれども、次年度の当初案として載せさせていただいて、御審議をいただきたいということで御理解をいただければと思います。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。今、副町長から答弁いただいて、副町長も私の言いたいことが分かります。私も副町長が言いたいことが分かるのですけれども、やはりその辺の考え方が、私やはり立場からして、町民サービス、まちづくりとか、町民サービスが停滞とか、町民生活に影響が出るというところはやはり避けたいと、やはり第一に考えていきたいと思うのですけれども。

まず先ほど町長の答弁で、事業停止したときの影響は、それほどではないようなお話もありましたけれども、この辺、事業を執行停止したときに、まちづくり、町民サービス、町民の方の生活に、防災、防犯的な取組もあるのでありますけれども、その辺がどのような影響が出るのかというのも町から、何かもう少し丁寧な説明いただきたいかなというところもあるんですけれども、その辺がいまいち私なんかまだ理解というか、どこまで理解しているのか、その辺をはっきりしないまま、ここでいろいろな判断をしなければいけないというところが今ちょっといろいろ複雑な形で思っているところなんですけれども、この町民サービス、生活とかでどのような影響があるのか、ちょっと簡単というか、説明は難しいかもしれませんが、その辺について、ちょっともう一度御説明いただければと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問の件ですけれども、まずその前の事業停止に関しましては、もちろん家計と行政の財政は違いますけれども、やはり予定されていたものが、ここまで大きく入ってこないという事態と、あとこれ今年度だけで必ずしも終わるわけではないというか、後年度以降にもその減収の影響というのが残るということで、この一部副町長からもありましたけれども、精査した上でやむなく利用を一旦停止、先送りするという事は、それほどの緊急事態であるということで御理解いただければと思います。

町民生活への影響で、特にこれ全部について御説明している時間もないのですけれども、安全面というのもありましたので、例えば防犯カメラに関しまして執行停止をお諮りしているわけですが、防犯カメラに関しましては、開成町として昨年度も3つ新たに設置するなど、ほかの近隣、ほかの自治体さんよりは比較的積極的に取り組んできたのかなという実績と、あとは今年度民間企業さんから、各自治会において無償での設置が、全部の自治会ではありませんけれども、相当程度の自治会で設置するようなことにも相なりましたので、それらを総合的に判断して、この事業につきましては先送りをお諮りしているというところでございます。

もちろん影響はないわけではないといいますが、影響がない事業であれば、もともとそれは意義がないということにもなってしまいますので、影響はあると思います。ただ、しかしながら、来年度以降、また改めて様々検証した上でお諮りすることによって、その影響というものは短期間、もしくは最小限のものにとどめていきたい

と考えております。よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよでございます。ページ17ページ、衛生費、母子保健費、備品購入費141万7,000円について御質問いたします。

今、同僚議員が様々減収に伴って事業を先送り等々の議論があって、その中で、141万7,000円のこの視覚屈折検査機器を購入するということが、やはりほか様々皆さん事業をやめてというような中で、この数字がかなり目に飛び込んでまいりまして、逆にこの私は、3歳児のこういう弱視等々の検診をもう推進していくべきだと訴えた立場ではございますが、この141万7,000円を購入するに当たって、2点お尋ねをいたします。これをリースにするというお考えはあったのかなかったのか。

またもう一点、この機器を購入した後に、やはり140万以上する機器でございますけれども、現状、様々新しい機種等々が出てくるのではないかなとそういうことも踏まえ、この2点の点からしっかり検討した上で、この備品購入に至ったか否か、その点質問させていただきます。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

こちらの検査機器の購入に至った経緯等でございます。先ほど御質問があったリースについては考えなかったのかという点につきましてですが、当然のことながらこちらは、そちらも検討はいたしました。いたしました結果として、リースをするものと、あと購入する金額、あとは先ほど続きになりますけれども、新しい機種が今後出るか出ないか。そういったところについても、現時点でこちら購入しようと考えているものが、ほぼほぼ最終系の形、今後新しく新機能が追加されるそういったものが、今後当分の間、認められないというものもございましたので、結果としてリースではなくて、ここで購入をさせていただくという決断に至ったことでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。先ほど来の大幅な歳入減による、そして町長からの御説明について、事業を翌年に繰越というところが、担当課長から数々あったのですけれども、

やはりその中で最小限に抑えると、影響を最小限に抑える。最短で抑えるという御説明がありました。

また一方で、自力でできることにも触れられていまして、先送りの中で剪定のような、剪定作業のようなことが数々あったのですけれども、実際に町民の方々にとっては、この草木の生い茂る様子というのは、結構身近に感じられるところであって、町民サービスの大きな1つではあるのですけれども、具体的にこれは先送りというものなのか、それとも折りに触れて、どのように行っていくものなのか。行っていくなら、どのように行っていくものなのか、あと具体的なお考えがありましたら伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（加藤康智）

産業振興課長の加藤です。ただいまの御質問にお答えします。清水議員が言われたのは、私どもの事業では、瀬戸屋敷の剪定がございます。高木とか、中木の剪定ですね。この高木の剪定については、屋根とかにかぶってしまっているものとか、あと歩道上に出てしまっていて枝というものが多数あります。高木のもは、なかなか職員とか、指定管理者等でやるのはちょっと難しいところもありますのですけれども、やはり危ないところは職員並びに指定管理で、できるところはやっていくというところに対応、あと本当に危ない、危険が高いところにつきましては、次年度なるべく早々には対応していきたいというところがございます。

以上です。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

生涯学習課については、南部コミュニティセンターの剪定というところがございます。こちらについては隔年で実施してきているところで、今年度すぐに対処しなくても、例年よりも1年ずらしても大丈夫だろうという判断の下、このような結果に至っているものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。皆様お話ありました、税込減のところについて、少し触れさせていただきたいと思います。

企業活動ですので、町長もおっしゃっていましたが、増減あたりすることは、私も法人経営者の端くれとして、そこは十分に分かっております。

今年度その減収という部分と先ほど町長からもお話ありましたが、来年度以降も

どうなるか分からないというところは正直私も感じております。それに伴って、例えば税務窓口課になるかと思えますけれども、担当課から企業さんに出向いて、今期の状況、来期の状況、早々そういったヒアリング等々の時間は設けたりはしている状況はあつたりしますか。お願いいたします。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えいたします。町税に関しましては、貴重な財源となりますので、特に法人税、これは企業の運営の状況にもよりますので、当初予算に向けて毎年でございますが、主要法人の方に直接何社か訪問をして、経営状況、今後の資産の状況も含めて確認をして、それを基に予算の資料と参考としているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

伺ってお話聞いているということなのですが、それであれば、まだ今回は補正のお話なのですけれども、来期の予算の見込みとかのお話もよいか悪いかは別として、聞いてはいますか。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えいたします。今の時点ですと、令和8年度の当初予算の編成に入っておりますので、そちらの関係で、大手企業も含めて主要の法人には調査、アンケートという形も含めて調査をしております。

こちらの大手法人に関して申し上げますと、ちょうど7月のときに、今年度。令和7年7月に確定申告があつて、そのときに改めてどういう状況だったのかということの内容の確認とそれから、来期、どうなのでしょうかとというようなことはそのときにもお伺いをして、今、この令和8年の時点で、現時点でどうでしょうというようなお話を聞かせていただいております。聞いたお話の中では、今期3月の時点でのお話では、グループ会社の合併があつて、そこで欠損金の部分が含めた形となったので、今回減収となったということで、ここに関しては今回今期に限るものなので、来年以降は、このままはつきり明確ではないのですが、大丈夫ではないかということはお伺いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。再編、大手企業さん、相当数子会社をお持ちです。今、世情がいろいろな状況です。そういった中で、今年度、来年度以降も同じようなことがないとは限りません。私はそう思っております。なのでちょっとそういったことも懸念事項として頭に入れておきつつ、私が言うのも大変失礼なのですが、予算の編成には組んでいただきたいなとは思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

一時的には、私のほうで査定等もして、町長も当然最終的にするわけですがけれども、全く議員おっしゃるとおりで、特に大手企業とか、日本の場合、釈迦に説法の話になると思うのですけれども、日本国内だけとか、相手にしている、全然生き残れないような、そういうお国柄ですから、その経済情勢という部分がもう非常に変化が激しいというか、そういった中で、企業戦略も昔と違ってすごく早いというか、転換が。

先ほど課長からの説明をさせていただきましたが、8年度に限らず、当然、新年度予算を組む前には、聞き取りですとか、電話やり取りとか、いろいろしています。なかなか企業さんも詳しいことは、いろいろインサイダーの問題ですとか、いろいろあって、教えてくれるところを教えてくださいけれども、これ以上はという部分で、だけども傾向としては、なかなか昔のようにはっきりとはなかなか向こうもその表現がしてくれません。というのは、その担当の人も下手なこと言えないなという感じは非常に感じ取ってございます。

ですから別に変な意味ではないのですけれども、そういった部分も、繰り返しになってしまうのですが、町の財政上の、一般の家庭でいえば貯金ですとかというのは、できるだけやはり持っておいて、本当にどうしようもないときに使うということをもまず一番に考えなければいけないのかなとは感じておりますので、答弁として、総じて議員のおっしゃるとおり、その辺のところは肝に銘じて、しっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論ないようですので、採決を行います。

議案第46号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第5号）について、原案に

賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第47号 令和7年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それではファイルナンバー03、議案第47号 令和7年度開成町の国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。予算書2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正、4款県支出金及び8款諸収入、補正額計23万2,000円の減、歳入合計の計15億7,736万7,000円。

次のページ、歳出、2款保険給付費、5款保健事業費の補正額及び計共に歳入と同額でございます。

今回の補正は、保険給付費のうち、療養費の増額及び一般会計同様、税収の減により、保健指導事業を業者委託で予定していたものを、講師派遣による直営事業にして予算を組替えするもので、それに伴う歳入の交付金をそれぞれ増減するものでございます。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書7ページをお開きください。

2、歳入、4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、説明欄、保険給付費等交付金（普通交付分）補正額80万円の増。こちらは療養費相当分に交付される交付金を増額補正するものです。

同じく保険給付費等交付金（特別交付分）補正額83万2,000円の減、こちらは歳出で説明いたします、保健指導事業の組替えによる交付金の減です。

その下、8款諸収入、4項雑収入、5目雑入、説明欄、保健指導事業自己負担金補正額20万円の減。当初、自己負担金を徴収して実施する予定だった事業の縮小化により、自己負担なしで実施をするため、減額するものでございます。

続いて、8ページ、歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、3目療養費、説明欄、療養費補正額80万円の増。療養費につきましては、医療費の償還払いや柔道整復師の療養に要する経費によるもので、上半期の実績が当初見込みを上回り、予算に不足が見込まれるため、増額補正するものです。

続きまして、5款保健事業費、2項保健事業費、2目保健指導事業費、説明欄、保健指導事業費、手数料32万4,000円の増、その下、保健指導事業委託料135万6,000円の減。当初事業を業者委託で予定していたのを規模を縮小して直営で実施することに伴い、委託から講師派遣の手数料に変えて実施するため、委託費を減額し、役務費、手数料を増額するものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第47号 令和7年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第48号 令和7年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

それでは議案第48号 令和7年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の御説明をさせていただきます。

ファイル名につきましては、04、議案第48号のものをお開きください。ページは2ページになります。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金から7款繰入金まで。次の3ページ、歳出、1款衛生総務費から7款予備費まで、歳入歳出共に132万2,000円を追加し、補正後の額を16億7,377万7,000円とするものでございます。

今回の主な補正要因は、給与改定に伴う職員人件費について、その財源と併せて補正するものでございます。

なお、人件費補正に関するものは、歳入も併せて御説明は御省略をさせていただきますので御承知おきください。

予算に関する説明書7ページをお開きください。

2、歳入でございます。最上段の表になります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2段目、5目介護保険事業補助金、説明欄、介護報酬等改定に伴うシステム改修事業費補助金、市町村実施分42万1,000円の増額は、介護保険システムの改修に伴う国庫補助金で、補助率は2分の1を見込んでございます。

最下段の表です。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1段目、2目その他一般会計繰入金、説明欄、職員給与費等繰入金65万5,000円でございます。このう

ち42万1,000円は、介護保険システムの改修に伴う町負担分として、残りの23万8,000円は、職員人件費の財源として、それぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。

その他の歳入品目につきましては、人件費補正に伴うものでございますので、御説明は省略をいたします。

9ページを御覧ください。9ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、上から2つ目の○一般事務費町村情報システム負担金84万2,000円の増額です。これは令和7年度の税制改正に伴いまして介護保険料の算定に影響が出ることなどから、介護保険システムを改修するため、当該改修経費について計上するものでございます。

その他の歳出品目につきましては、給与改定に伴う人件費補正でございますので、御説明は省略させていただきます。

最後に最下段の表、7款1項1目予備費です。今回の歳入歳出の総額を予備費で調整するものです。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第48号 令和7年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第49号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではファイル番号05、議案第49号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

ファイル番号05、議案第49号をお開きください。まずは2ページを御覧ください。

さい。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。3款繰入金、補正額合計6,666万1,000円の減額、歳入合計は、6億7,412万6,000円となります。

3ページを御覧ください。歳出、1款総務費から5款予備費、補正額合計、歳出合計は、歳入合計と同額の6億7,412万6,000円となります。

今回の補正は、人件費に伴う増額補正と事業進捗に伴う事業費減額補正、予備費の減額補正となります。

それでは7ページをお開きください。2、歳入です。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、一般会計繰入金、現額6,666万1,000円となります。

8ページを御覧ください。歳出です。歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、給与費の増額となりますので、説明は省略をさせていただきます。

2款事業費、1目1項土地区画整理事業費、1目土地区画整理事業費につきましては、家屋・工作物等移転補償費2,488万9,000円の減額となります。こちらは今年度予定しておりました。工作物保障につきまして、所有者及び設備事業者との調整の結果、今年度着手完了が難しいことから、減額補正となるものでございます。

次に、3款公債費、1項公債費、1目利子につきましては、借入額及び借入利率が確定したことにより減額するものでございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、こちらは歳入歳出の差額を予備費にて調整するものでございます。こちらは4,000万円の減額となります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。こちら今回の補正予算は、主に理由が2つありまして、人件費によるものと事業進捗によるものということです。

人件費については、人事院勧告の話もありましたが、プラスになっていまして、したがって事業進捗によるものの減額がかなり大きく、それは主にこちらの8ページにあります事業費の中の補填や進捗具合が今年度は難しいということの減額になっています。これは9月の時点で、かなりプラスで繰入金の6,000万以上プラスで補正予算案してからのすぐ11月のマイナスで、ほぼ同じ金額になっているのですけれども、この事業の見込みですね。進捗具合を今年度は難しかったということですが、どのように今年度ここまでと見込んで、それが難しく次年度なのかどうなのか、今後、そういったちょっと流れがどうなっているのかなということは思ったのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは御説明をさせていただきます。

9月の補正につきましては、決算が確定したことによって、増加をさせていただくものだと認識はしてございますが、事業の進捗につきましては、当然ながら大きなものを移設するときにおいては、移設場所、またそして設備を整える事業者様の日程調整や、ルートの確保というところが要点になっておりますので、その部分が協議をした結果、現状の中では、今年度着手して、残りの4か月で完了させるには難しいというところがございます。

では繰越しをということでも考えたところではございましたが、なかなか繰越しをしても、現状ではどのルートでできるかというところの現段階の検討段階に入っていらっしゃるところで、こちらとしてはそこをコントロールすることがなかなか難しかったので、今年度は繰越ではなく、取止め押して、もう一度来年度で仕切り直すというところで考えたところがございます。

事業進捗につきましては、今予定をしておりました補償をさせていただく地権者さんとかにはお話をさせていただいて、今年度には完了できるものに関しては、しっかりと執行はさせていただいておりますので、事業の進捗に対して遅れているということではないというところで御認識いただければと思います。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、そのような事業の進捗具合の説明などをしっかりそちらの特に該当地区の方々には説明をされて、今のお話ですと、何か遅れていて着手できないということではなく、既に着手しているものが、やや様々な事情で遅れているということだったのですけども、そのような説明をしっかりとされているということによろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

お答えをさせていただきます。議員のおっしゃられるとおり、地権者様、そして関連する工事事業者様と、お話、協議をさせていただいた結果になってございますので、地権者様の御理解をさせていただいているという認識ではございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第49号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第50号 令和7年度開成町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。予算書の説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(井上 昇)

それではファイルナンバー06、議案第50号をお開きください。

議案第50号 令和7年度開成町水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回の水道事業会計の補正は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費と人事異動に伴う人件費について行うものです。

先ほどの人事院勧告に伴う職員給与の改定部分につきましては、一括説明がありましたので、水道事業会計におきましても、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出において計上させていただきました内容は、人件費に係る部分であることから、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(山本研一)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第50号 令和7年度開成町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第51号令和7年度開成町下水道事業特別下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。予算書の説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長 (井上 昇)

それではファイルナンバー07、議案第51号をお開きください。

議案第51号 令和7年度開成町下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の下水道事業会計の補正は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費と人事異動に伴う人件費について行うものです。

先ほどの人事院勧告に伴う職員給与改定部分については、一括説明がありましたので、下水道事業会計におきましても、資本的収入及び支出において計上させていただきました内容は、人件費に係る部分であることから、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 (山本研一)

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第51号 令和7年度開成町下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 報告第8号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長 (田中栄之)

それではファイルナンバー9、報告第8号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)をお開きください。

報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。
町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年11月21日提出、開成町長、山神裕。

次ページを御覧ください。専決処分書になります。

専決処分書、町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分する。

令和7年10月28日、開成町長、山神裕。

町は、強風で飛ばされたテントにより家屋に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、金45万1,000円。

2、損害賠償の相手方、神奈川県足柄上郡開成町牛島●●●番地●●●●。

原因となった事故の概要は、令和7年9月21日午前2時53分頃、足柄上郡開成町牛島336番地、開成町立開成幼稚園園庭に設置していたテントが強風で吹き飛ばされ、相手側家屋の屋根にぶつかり、瓦・外壁・排気口カバー・雨樋に割れや傷等の損害を与えたものです。

この事案に対して町長の専決処分事項に関する条例第1号、法律上町の義務に属する損害賠償の額について、1件50万円以内のものを定めることに基づきまして専決処分を行ったものでございます。

説明は以上となります。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西です。園庭に設置されたテントが強風により飛ばされ、近隣住宅に損害を与える事案が発生し、賠償額について専決処分が行われたとのことですが、もう一方で重要なのは、同様の事例が、園児が園庭で活動している時間帯に起きてしまった場合、重大な人身事故につながるおそれがあることだと思います。

テントの設置目的、固定状況がどうだったのか。強風時における園庭設備の安全管理、撤去の判断など、園庭設置に関する安全マニュアルのようなものがあったのかお聞かせください。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。今までの文書化されたマニュアルということではなくて、園の中での申合せ事項としていろいろな対応を図ってございます。

まず1つ目の今回の件につきましては、お子様、園児が園内にいる間におきまし

ては強風であれば、もう外でそのようないわゆる行動はしないという判断をします。今回につきましては、日中はそれほどでもなかったのですが、夜に向けて強風になるということで、通常時、足を短くして、低くした状態で、そこに存置していたわけですが、この日の午前2時頃に大変強い風が吹いたと。これは防犯カメラの映像で確認しましたが、大変突風のような風が入り込んだということで、下から巻き上げられる形で吹き飛ばされてしまったということでございます。

その後どうしたのかというと、それまでもきちんと4本のある6本の足には、重りをつけていたのですが、今回の事態を受けまして、それだけではちょっと重さが足りないのではないかとということで、より重い重りに取り替えまして、現在設置をしているというところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

突風など、急激な気象変動がありますので、さらにより安全な対策ができるように、開成幼稚園にどのような支援ができると考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。いわゆるこれまで大丈夫だったから、今後も大丈夫ということではなくて、やはりある程度被害が予想されるときには、多少面倒であってもテントの天幕を外すですとか、場合によってはテントを撤去するというようなことも必要ですというお話もしてございますし、園もそこについては、現在は対応を図っているというところでございます。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。今、最後に公園でも対応を図っているということでしたけども、今ちょっと質問させていただこうと思ったのは、園として、その後の対応です。今後取組です。今後同様の損害を生じないように、どのような取組があったのかというのをどのように把握されているのか伺います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えしたいと思います。まず意思の疎通という点では、先ほど申し上げたように園内で今回の事象をしっかりと全ての職員が把握をして今後どのように対応して

いくかという話し合いを進めたということが1点。

物理的なお話は、繰り返しになりますけれども、既にいわゆる重りがついていたのですけれども、それでは重さが足りないということで、早速に、より重量のある重りに取り替えたということで、物理的な対応も図っておりますので、その後、同様の強風はございませんけれども、同じような事象は生じておりませんので、現時点では、適切な対応を図られているとさせていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

担当のほうで把握されてるということ。またこのテントに関しては、各自治会のお祭りですとか、それほど安全面、設備面のプロの方々ではない方々も対応されるのですけれども、そのように町として、ではこの件を受けて、各地域で共有するような、自治会長会議で共有するですとか、そのような今後、町として同様のことが起こらないような対策というのは、どのようにお考えか、もしくはあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

ちょっと外れていて、どこが答えますか。ちょっとの内容が学校教育から外れてきているんで。

では、参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

せっかくですから、お答えしますと、当然小学校も、運動会等で設置するわけですが、1つはなるべく当日張るとか、あるいは張りっ放しにして、翌日まで引っ張らないということは大事ななと思います。その点では、ちょっと私がお答えるのはどうかと思いますけども、自治会等でお借りになる場合は、基本的には当日張っていただいて、当日撤去されるというケースが多いですので、強いて言うと、雨が降ってしまって、片づけられないとき、こういったときについては、やはり今申し上げたように、そういう団体についても、しっかりと足のところで重いものを置いていただいて工程をする。あるいは天幕だけでも最低限外しておいていただくというようなことは必要かなと思っております。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を終了いたします。

日程第10 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。説明を担当課長に求めます。

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

御説明いたします。ファイルナンバーについては、ナンバー10。報告第9号をお開きください。

では、報告第9号 専決処分の報告報告について（損害賠償の額を定めることについて）を御説明申し上げます。資料につきましては、2ページ、専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、指定された町長の専決処分事項について、令和7年11月10日付けで専決処分を行ったものでございます。

中段を御覧ください。

町は交通事故により物件に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、金9万3,500円。

2、損害賠償の相手方、御覧のとおり、開成町在住の方でございます。

今回の事故の概要です。令和7年6月24日火曜日午後3時40分頃、足柄上郡開成町円通寺106番地1付近の道路において、町職員が対向車とすれ違ったとき、相手方の駐車場の塀の角に当該車両の左前方側面を接触させ、損害を与えたものでございます。

この事案に対して、町長の専決処分事項に関する条例第1号、法律上、町の義務に属する損害賠償の額について、1件50万円以下のものに定めることに基づきまして専決処分を行ったものでございます。

今後につきましては、公用車の運転等について細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。

御説明は以上です。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を終了いたします。

以上をもちまして、本11月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時09分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員